

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
学校法人湘中央学園 浦添看護学校	平成24年3月19日	知念 榮子	〒901-0104 沖縄県浦添市当山二丁目30番1号 (電話)098-877-7741																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人湘中央学園	昭和56年4月20日	稲福 全人	〒252-1121 神奈川県綾瀬市小園1424番4号 (電話)0467-77-1234																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																			
医療	医療専門課程	看護学科	平成25年文部科学大臣告示第3号	-																			
学科の目的	本校は教育基本法及び保健師助産師法の規定に基づき看護師に関する専門技術及び理論を修得させると共に学識と教養の向上を図ることを目的とする。																						
認定年月日	平成26年3月31日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
	3年	3075時間	1661時間	357時間	1035時間	-	22時間																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
360人	374人	0人	23人	175人	198人																		
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価		■成績表:有 ■成績評価の基準・方法 成績評価は、90点以上をS、89点以上80点未満をA、79点以上70点未満をBで表し、69点以上60点未満はC、60点未満はFとする。																		
長期休み	■夏季:4週間 ■冬季:2週間 ■春季:3週間		卒業・進級条件		1年生及び2年生終了時に所定の全科目が単位取得であった者 卒業時に所定の全科目が単位取得であった者																		
学修支援等	■クラス担任制:有 ■個別相談・指導等の対応 3か月以上に欠席が及ぶ場合には、本人並びに保証人に修学意志の確認をし、さらに事務手続き(休学、退学等)を励行させている。		課外活動		■課外活動の種類 学校行事、特別講義 ■サークル活動:有 ■国家資格・検定/その他・民間検定等 (2020年度卒業生に関する2021年5月1日時点の情報)																		
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(2021年度卒業生) 病院、医療機関等 ■就職指導内容 1年次から最終学年及び卒業生を対象に、キャリア支援を設け、キャリアカウンセリング担当者や相談しながら、随時就職活動へ繋がるよう支援している。		主な学修成果(資格・検定等)※3		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>118人</td> <td>111人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	看護師	②	118人	111人								
	資格・検定名	種			受験者数	合格者数																	
看護師	②	118人	111人																				
■卒業生数:118人 ■就職希望者数:110人 ■就職者数:110人 ■就職率:100% ■卒業生に占める就職者の割合:93.2% ■その他 ・進学者数:5人		※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するが記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																					
中途退学の現状	■中途退学者:2名 2020年4月1日時点において、在学者374名(2021年4月入学者を含む) 2021年3月31日時点において、在学者372名(2022年3月卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 家庭の事情、体調不良、疾病等 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談の定期的実施、学納金についての相談窓口開設、補講実施、キャリア支援チームによる支援を実施。		■中退率		0.5%																		
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)無 ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 2020年度の給付実績者数:66人																						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: (有)無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																						
当該学科のホームページURL	https://ssl.lurasoe-ns.ac.jp/																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)最新の公表年月日です。
なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。
(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」とは、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。
(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。
①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、
②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、
③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ・建学の精神である「生命を尊重する、人間性豊かな専門職業人の育成」を目指す。
- ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点から関連分野と連携してカリキュラムや教育方法の工夫を実施する。
- ・実践的な専門職業教育を行う教育機関として、関係業界等において必要な人材育成を実現すること。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

- ・学校は、教育課程編成に関する事項を諮問するために教育課程編成委員会を設置する。
- ・学校は、委員会の答申を受け、理事会に教育課程変更の審議を要請するものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

2021年6月1日現在

名前	所属	任期	種別
宮城 照代	沖縄県看護協会	2022/6/1～2023/5/31(1年)	①
宮城 恵子	沖縄県立看護大学 元教授	2022/6/1～2023/5/31(1年)	②
島袋 盛人	医療法人沖縄南部徳洲会病院 副看護部長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	③
知念 榮子	学校法人湘央学園浦添看護学校 校長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	
照屋 清子	学校法人湘央学園浦添看護学校 副校長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	
大城 明枝	学校法人湘央学園浦添看護学校 教務部長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	
新里 律子	学校法人湘央学園浦添看護学校	2022/6/1～2023/5/31(1年)	
稲嶺 広樹	学校法人湘央学園浦添看護学校 事務部長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

年2回

第1回 2022年10月中旬(予定)

第2回 2023年2月中旬(予定)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

委員の意見	方法の改善点
・人として生きる視点と看護師としてどう生きるか、2つの視点が必要。専門職だけでなく、人として自立して生きていくために学び続ける方法が必要ではないか？	・今後、初年度教育を取り入れ協同学習の精神を活用し主体性に学ぶことを実施出来るようにしていく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ・目的
看護の対象を全人的に捉え、既習の知識・技術をあらゆる健康状態にある対象に応じて、看護実践できる基礎的能力を養う。
- ・目標
 - 1 対象の人間性を尊重し、円滑な人間関係を築き、看護の援助関係を発展させる基礎を学ぶ。
 - 2 あらゆる健康状態にある対象を統合された生活者として理解する。
 - 3 対象の健康上の課題に対応した科学的根拠に基づいた看護を実践するための思考過程を身につける。
 - 4 対象の健康状態に応じた看護実践の基礎となる技術を習得する。
 - 5 保健医療福祉チームの一員として、看護の役割を理解し、メンバーとして自覚した行動ができる。
 - 6 看護実践を通して自己の看護観を育成し、主体的な学習姿勢を身につける。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

- ・3年次5月から12月下旬までの約24週間、2年次1月から3月までの約6週間、1年次7月、1月から2月までの約4週間とし、1週間のうち月曜日から金曜日までの5日間を実習とする。
- ・臨地実習の最終評価は実習施設による技能・態度を中心とした資質評価『臨地実習評価表』と学校による『実習終了試験』、『実習ノート』等の学力評価を総合した成績とし、60点以上を合格とする。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習	入院している対象の健康状態に応じて、看護師と共に看護技術の基礎を踏まえて日常生活援助を実践し看護師としての基礎能力を養う。	琉球大学医学部附属病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、浦添総合病院、沖縄県立中部病院 ほか
成人看護学実習	成人期にある対象の特徴を捉え、健康上の課題を抱えている対象の看護実践に必要な基礎的能力を養う。	琉球大学医学部附属病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、那覇市立病院 ほか
老年看護学実習	老年期にある対象とその環境、保健医療福祉システムを理解し対象の応じた看護を実践する基礎的能力を養う	友愛園・アルカディア・おおざと信和苑 ほか
基礎看護学方法論Ⅱ～Ⅳ	一部の演習において、看護基礎教育における技術指導と臨床における技術の応用をTA(ティーチングアシスタント)を用いて看護を実践する基礎的能力を養う。	那覇市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学校法人湘央学園 学会及び研修規定等に定める

・学校は、職能団体、企業等が実施する学会および研修等へ教員を計画的に参加させることにより、職業に関連した実務に関する知識、技術および技能の向上、または授業および学生に対する指導力等の習得、向上を図る。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

- ・第21回日本感染看護学会学術集会 看護教員(2日)
- ・沖縄県保健師助産師看護師実習指導者講習会 看護教員(2日)
- ・第46回日本精神科看護学術集会 看護教員(2日)

感染症の世界的流行の経験をふまえ、様々な場で感染看護の実践維持に役立てる。
実習指導者等が看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう必要な知識・技術を修得させることを目的とする。
精神看護学に関する最新情報を今後の教育活動に役立てる。

② 指導力の修得・向上のための研修等

- ・日本看護学校協議会総会副校長会 副学校長(1日)
- ・日本看護学校協議会 第1回教育研修会 看護教員(1日)
- ・日本看護学校協議会 第2回教育研修会 看護教員(1日)
- ・日本看護学校協議会 第3回教育研修会 看護教員(1日)

看護学教育に関する最新情報を今後の教育活動に役立てる。
中堅専任教員の教育実践能力の強化を図る
中堅専任教員の教育実践能力の強化を図る
中堅専任教員の教育実践能力の強化を図る

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

- ・令和4年度沖縄県専任教員養成講習会 看護教員(7ヶ月)

看護基礎教育の教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教育として創造的に活動し得る能力を習得する

② 指導力の修得・向上のための研修等

新型コロナウイルス感染予防のため、今年度の計画については調整中。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

・実践的な職業教育を目的とした教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さについて評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
 ・生徒、保護者、高等学校等、関係団体に適切な説明責任を果たすとともに、学校関係者に教育活動その他学校運営について理解を得る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学園の精神・教育理念・目的・育成人材像は定められているか ・学校における職業教育の特色は適正か ・建学の精神・教育理念・目的・育成人材像が生徒、保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科に対応する業界のニーズに適合しているか
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画及び目的に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、また、有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務・財務等の組織整備など意志決定システムは整備されているか ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図れているか
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ・修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ・教育方法の工夫・開発などが実施されているか ・関連分野における実践的な職業教育が体系的に位置づけられているか ・授業評価の実施・評価体制はあるか ・職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか ・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか ・成績不良者への対処は適切か ・資格取得の指導体制はあるか ・資格取得できなかった者に対する対応は適切か ・人材育成目標に向けて授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・関連分野における優れた教員の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ・先端的な知識・技能・情報等を修得するための研修への取組が行われているか ・教員の指導力育成などの資質向上の取組が行われているか ・各教員間及び各部門の連携はスムーズに行われているか

(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか ・関連分野における業界との連携による再教育プログラム等を行っているか ・高校・高等専修学校等の連携によるキャリア教育・職業教育への取組が行われているか
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・機器・備品は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・図書室の設備等は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学外実習等についての十分な教育体制を整備しているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に対する情報提供等の取組が行われているか ・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、資格取得、就職状況の情報は正確に伝えられているか ・学生納付金は妥当なものとなっているか ・生徒募集の効果と実績を検証しているか
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適切に行われているか ・財務情報公開の体制準備はできているか
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ・法令、条例による報告、点検、検査が適切に実施されているか ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ・公開講座、教育訓練の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況	
委員の意見	方法の改善点
キャリア教育や職業教育については、看護師養成所であることを踏まえ、一部の教科目の内容として行ったり、特別講義等で実施されているが、看護学への学生の学習意欲を高めるためにもより一層の充実したキャリア教育・職業教育がカリキュラムの中に位置づけられて実施されることを期待する。	・2022年度カリキュラム改正に向けて実施できるよう検討することとする。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿 2021年6月1日現在

名前	所属	任期	種別
宮城 照代	沖縄県看護協会	2022/6/1～2023/5/31(1年)	協会
宮城 恵子	沖縄県立看護大学 元教授	2022/6/1～2023/5/31(1年)	学術機関等
島袋 盛人	医療法人沖縄南部徳洲会病院 副看護部長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	企業
宮平 栄治	名桜大学 教授	2022/6/1～2023/5/31(1年)	学術機関等
熊澤 亮輔	熊澤会計事務所外部評議員代表	2022/6/1～2023/5/31(1年)	企業
宮里 奈央	学校法人湘央学園浦添看護学校後援会 会長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	後援会
友寄 裕斗	学校法人湘央学園浦添看護学校同窓会 会長	2022/6/1～2023/5/31(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ 公表時期 毎年6月1日

URL: <https://ssl.urasoe-ns.ac.jp/>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

・学校に関する教育活動の状況や内容及び資格取得など、学校全体の状況が把握できるような情報提供をすることにより、関連業界等との連携・協力を図り、教育活動の改善や社会的信頼を得る。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・学校の教育・人材養成の目標及び教育計画、特色 ・校長名、所在地、連絡先等 ・学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	・入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員 ・カリキュラム、時間割、使用する教材など授業方法及び内容 ・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ・資格取得、検定試験合格等の実績 ・卒業後の進路
(3) 教職員	・教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・実習・実技等の取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組状況
(6) 学生の生活支援	・学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	・学生納付金の取扱い ・活用できる経済的支援措置の内容等
(8) 学校の財務	・貸借対照表、収支計算書、監査報告書
(9) 学校評価	・自己評価、学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ

URL: <https://ssl.urasoe-ns.ac.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程看護学科) 2022年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			論理的思考	客観的に物事を認識するための論理性は、すべての科学分野において重要である。論理的思考の形式と法則を学び、文章の読解を通じて論理的思考の基礎を養う内容である。	1前	15	1	○	△		○			○		
○			学びの基本	これから看護を学ぶための基本姿勢や協同の精神を取り入れた学習方法を学ぶ内容である。協同学習の理論や協同による論理的言語技術、協同に基づく探求学習の方法などを取り入れ主体的な学びができる。協同学習の技法は、これから学ぶ各看護学の学習方法の基本となる。	1前	30	1	○	△		○			○		
○			人間工学	人間工学は、人間とそのまわりの環境をシステムとしてとらえ、これらの関係について解剖学、生理学、心理学などの領域から検討し、安全性、快適性、合理性を追求する学問である。本講義では人間を取り巻く生活環境、人間の動作の特徴を物理学的視点で学ぶ。自然環境である光・音・振動などの性質を理解することは、よりよい生活環境の調整につながる。又、光・音・振動などの性質は多くの医療機器に活用されている。その原理を理解することは、検査や治療上の注意事項と関連できるようになり、誤作動による医療事故の防止にもつながる。また、人体の運動力学を学び、効果的なケアにつながる。	1前	15	1	○			○				○	
○			生活と暮らし	人間にとって生活と何か、暮らしとは何か理解し、生活を構成する要素、様々な生活環境を知る。看護を行う上で対象の生活を理解することは不可欠であり、生活の定義や捉え方を学ぶ内容である。暮らしとはどういうことか理解するとともに生活が健康に与える影響を知る。	1前	15	1	○			○				○	
○			健康と栄養	人間の生活における健康と栄養の関連性について理解し、発達段階に応じた食事の形態の基本を学ぶ。現在の栄養問題である生活習慣病や傷病者・高齢者などの低栄養障害の治療のため食品やその成分のみではなく、目の前の人間を見て健康・栄養状態を考える「人間栄養学」としての考えを学ぶ。医療における栄養の役割について理解する内容である。	1前	15	1	○			○				○	
○			生涯発達心理学	看護の対象である人間の発達課題、心理・社会的危機について理解し看護実践における対象理解を学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			倫理学	人間とは何か、人間は如何に生きるべきか、人間・生命の尊厳とは何か、といった倫理的問題は古来より東西において様々なかたちで議論されてきたが、現代になると、急激な科学技術や生命科学の進歩によって、人類がかつて経験したことがなく、かつ、これまでの倫理観では対応の難しい様々な倫理的問題が浮上し、医療や看護の領域でも切実な問題となっている。本講義では、そのような問題に対して、1. 倫理とは何か、2. 人間の行動と倫理、3. 倫理学の諸相、4. 現代における倫理問題I、5. 現代における倫理問題II、6. 倫理的意思決定という6つの観点から対処より良き問題解決策を共に見出してゆく。	1前	30	1	○	△		○				○	
○			人間関係論	人間関係の意義を理解し、人間関係発展のためのコミュニケーション技術とカウンセリングの基本・技法を学ぶ。	1前	30	1	○	△		○				○	
○			教育学	人間にとっての教育の意義を理解し、家庭・社会・学校における教育の特徴を学ぶ。教育の原理・方法・評価方法、現代教育の諸問題を学び、健康教育や保健教育を具体的に提供する能力を養う。	1前	30	1	○	△		○				○	
○			異文化の理解Ⅰ (英語)	専門的学習へ導くための科目と捉え、看護ケアの場面の英会話や、看護英語の文献の読解を学ぶ。また、国際化豊かな地域性を生かし、在外国人との交流しやすい環境にあるため、言語のみでなく外国文化の理解につながる内容である。	1後	30	1	○	△						○	

○		基礎看護学方法論Ⅳ	対象の日常生活行動に対する理解を深め、健康上の課題を有する対象の日常生活を整えるために必要な援助技術を科学的根拠に基づいて学ぶ。また、対象のニードや生活行動に焦点をあて、専門基礎分野の「人体のしくみとはたらき」と関連させながら援助方法を学ぶ。この科目では、活動と休息、排泄を整える援助について学ぶ内容とした。	1前	30	1	△	○	○	○	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅴ	対象の日常生活行動に対する理解を深め、健康上の課題を有する対象の日常生活を整えるために必要な援助技術を科学的根拠に基づいて学ぶ。また、対象のニードや生活行動に焦点をあて、専門基礎分野の「人体のしくみとはたらき」と関連させながら援助方法を学ぶ。この科目では、食事・栄養、清潔・衣生活を整える援助について学ぶ内容とした。	1前～後	30	1	○	△	○	○	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅵ	臨床の場で活用する頻度が高く、健康上の課題を有する対象に共通している検査や、治療・処置時の援助技術である薬物療法、輸血療法に伴う基礎的技術を安全・安楽かつ的確に実施できるよう学ぶ。	1後	30	1	△	○	○	○	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅶ	呼吸を整えるための酸素療法や吸入療法及び吸引療法、救命救急処置、創傷処置、苦痛緩和への援助に伴う基礎的技術を安全・安楽かつ的確に実施できるよう学ぶ。	1後	30	1	△	○	○	○	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅷ	看護実践とは看護を必要とする対象の看護問題やその原因を明らかにし、それに対して看護師がどのような援助を行っていくかを具体的目標とともに表明したうえで、その目標や援助の計画に沿って看護技術を駆使し実践を行い、評価し、さらに次の実践へとつなげていく螺旋階段のような営みである。看護過程は、看護を実践するための手段や考え方のことであり、看護を系統的かつ科学的に行うための問題解決過程である。本講義では看護過程の基礎知識や展開方法について学習する。	1後	30	1	△	○	○	○	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅸ	看護師の活動の場が拡大していく中で、看護職者が独自の判断を必要とする場面が増え、看護師には対象の身体状況を客観的・系統的に観察する能力が求められている。対象に合った援助を行うためには、対象を統合体として捉えることは欠かせない。本科目では、看護の基本となる技術や日常生活援助技術などの技術を統合し、対象に合わせた援助方法を学ぶ内容とした。また、人体のしくみとはたらき・病理学総論・疾病治療学で学んだ知識と関連させ、看護におけるフィジカルアセスメントを学ぶ。その中で、フィジカルイグザミネーションを用いて、対象の健康状態のアセスメントを体験的に学ぶ。演習を通して、臨床判断能力の基本を学び、看護実践力の強化につなげる。	1前	30	1	△	○	○	○	○	○	○
○		地域・在宅看護概論Ⅰ	地域で生活・暮らす人々を支えるための基盤となる概念を学ぶ。地域で生活をしている人々の関わりや地域での様々な生活体験を通して地域で生活をする人々とその家族を理解し学ぶ内容とした。	1前	15	1	○	△	○	○	○	○	○
○		地域・在宅看護概論Ⅱ	地域・在宅看護における対象の健康に与える環境について理解し、健康を捉える視点を理解する。その人らしい生活や自立を支えていく必要性や倫理について学ぶ。また、地域で暮らし続けるためのケアマネジメントについて理解し、地域・在宅看護に必要な社会資源について学ぶ内容とした。地域・在宅看護における看護の機能と役割についても考え学ぶ内容とした。	1後	30	1	○	△	○	○	○	○	○
○		地域・在宅看護論方法論Ⅰ	ケアマネジメントの必要性や多職種連携についての具体的な支援や専門職種連携の実際を学ぶ内容とした。	2前	15	1	○	△	○	○	○	○	○
○		地域・在宅看護論方法論Ⅱ	対象の健康状態の状態に合わせた看護について学ぶ内容とした。実際に地域で生活している当事者の語りから、地域で療養する人々がどのように生活しているのか、また、どのような専門職種が連携し支えてしているかを学ぶ内容とした。「人生最期の時」については事例を取り上げ、終末期にある地域・在宅看護の対象者とその家族の看護について考え学んでいく。	2前	15	1	○	△	○	○	○	○	○

○		成人看護学方法論Ⅴ	がん治療で特徴的となる、治療完遂、患者の主体的な治療参加・治療継続のための管理、がんリハビリテーションの支援、チームアプローチの調整における看護の役割とその重要性について学ぶ。 がん治療の三本柱となる手術療法・薬物療法・放射線療法の治療と症状の管理や合併症予防、セルフケア支援、症状マネジメントや緩和ケア多職種連携などがん看護について学ぶ。	2前～後	15	1	○		○	○								
○		老年看護学概論	老年期の発達段階の特徴と高齢者を取り巻く環境について学び、加齢に伴う身体的・精神的・社会的側面から高齢者への理解を深める。また、高齢者を支援し、社会資源について学び、老年看護の目的や役割について理解する。	1後	30	1	○	△	○		○							
○		老年看護学方法論Ⅰ	加齢による変化や、高齢者に特徴的な疾患や症状が、生活に及ぼす影響を捉え、QOLの維持・向上へ向けた援助について学ぶ。	2前	45	1	○	△	○		○							
○		老年看護学方法論Ⅱ	健康障害を持つ高齢者の身体ケア技術を生活機能に合わせ、習得する。認知機能の障害に対する看護について学び、対象とその家族への支援を通して高齢者の尊厳について理解を深める。また、看護過程・臨床判断能力、多職種連携カンファレンスなどの演習を通して実践へ向けた援助方法を学ぶ。	2前～後	30	2	△	○	○		○							
○		小児看護学概論	さまざまな場での小児看護の目的、役割と機能を学ぶ。子ども親及び小児看護の歴史を振り返り、小児保健医療の動向や今後の課題について考える。小児看護においての対象は、子どもと家族をひとつの援助対象であることを学ぶ。そのうえで、子どもの特性の理解として、成長・発達の原則、発達理論、形態的・機能的成長・発達、心理社会的発達、小児の栄養、発育・発達の評価について学ぶ。また、子どもの権利を尊重し、子どもと家族の最善の利益を守るための小児看護における倫理について学ぶ。 子どもを取り巻く環境では、家族・社会および自然環境を含めた広い視野で対象を理解するために、現代家族の現状について学ぶ内容としている。また、統計資料から小児の出生・死亡・疾病構造の変化と関連づけながら、子どもの健康を守るためにはどのような法律や施策があるのかを学ぶ。	1後	30	1	○	△	○	○	○							
○		小児看護学方法論Ⅰ	子どもの健康の保持・増進、疾病予防に向けた看護では、小児各期の発達段階に応じた日常生活や、子どもの成長・発達を促す援助、家族の援助について学ぶ。 子どもの様々な健康状態における看護の特徴を学び、それぞれの健康状態に特有な健康障害や入院が子どもの成長・発達に与える影響と子どもの反応、子どもと家族の生活に及ぼす影響について理解を深める。また、疾病治療学Ⅴの学習をふまえ、各健康状態に関連した頻度の高い疾患や、直面しやすい健康上の課題について学ぶ。さらに健康回復のための援助について学ぶ。	2	45	2	○	△	○		○							
○		小児看護学方法論Ⅱ	小児看護技術の中でも、特に実践のすることが多い技術項目を精選した。小児の看護技術を実践する際には、子どもに対し、一人の人間として尊重する姿勢を大切にしながら、発達段階に応じた援助技術の選択や、子どもの反応や状況に合わせて対応していく必要がある。現在の小児医療の現場では、プレパレーションは、特別な行為ではなく、日常的に行われるべき倫理的な作業の一つである。実際の場面でこれらを展開できるよう、協同学習を活用した演習を取り入れながら、小児看護に必要な看護技術を習得する。また、学んだ知識を統合し、応用する能力を養うために看護過程を展開し、事例を活用したシミュレーション演習を取り入れ学習を深める。	2前～後	30	1	○	△	○		○							
○		母性看護学概論	母性看護の基盤となる概念を理解し、近年の母性看護の対象をめぐる社会的な変化を広く捉え、母性看護の機能と役割を理解する内容とした。	2前	30	1	○		○		○							
○		母性看護学方法論Ⅰ	生理的な変化を遂げている妊婦・産婦・褥婦及び新生児の看護は、健康の急激な破綻をきたさないために、臨床判断能力が求められる。そのため、健康の保持・増進・予防に努めるための援助方法を理解する内容とした。	2前～後	45	2	○		○		○							

○		母性看護学方法論Ⅱ	母性看護を展開するために必要な看護過程の展開方法やヘルスアセスメントに必要な技術および、対象との援助関係形成のための技術や援助技術を理解し習得する内容とした。	2後	30	1	○	△	○	○				
○		精神看護学概論	本科目では、精神看護の基盤となる心についての概念と、精神保健福祉の現在、及び精神に障がいがある人の暮らしについて学ぶ。 精神看護学では、すべての領域にある人々の心の健康について考え、対象理解を深める。家庭や学校、職場における人間関係の中で、心は影響し合い育まれることを学習する。また、心の健康の維持とライフサイクルにおける心の健康と発達について学び、現代社会の社会病理からみた心のあり方と、精神看護学の位置づけを学ぶ。 精神保健福祉の歴史的な変遷から、今日の制度の成り立ちと今後の精神医療について学び、精神保健福祉法と関連づけて、看護師としての倫理について学習する。 また、こころに病を抱えた人の治療環境と、障がいと共に社会で生活するための支援について学ぶ。	2前	30	1	○		○	○				
○		精神看護学方法論Ⅰ	本科目では、こころに障害をもつ人に対する看護援助の実際について学ぶ。精神科の診療に伴う診察や検査の基本的な援助、治療に伴う看護について学ぶ。特に、幻覚妄想や興奮状態など精神症状の苦しさ、日常生活への影響を理解し、精神障がい者の抱える「生活のしづらさ」を改善するための生活技能訓練をはじめとする、社会療法や薬物療法などについて学習する。	2前～後	45	2	○	△	○	○				
○		精神看護学方法論Ⅱ	本科目では事例を通して、精神に障がいをもつ対象を統合的（身体的・精神的・社会的側面）に理解し、健康な側面に注目しながら看護実践に必要な看護過程の展開（援助方法）を理解する。精神症状や日常生活に問題がある患者とのシミュレーション学習を通して、コミュニケーション技術の基礎を学び、プロセスレコードを用いて自己洞察、自己理解、患者と看護師の相互作用について学ぶ内容とする。	2後	30	1	○	△	○	○				
○		看護マネジメント	看護におけるマネジメントの意義を理解し、マネジメントを「ケアマネジメント」「看護サービスのマネジメント」の2つの概念から捉え、役割と機能について理解する。また、看護マネジメントにおけるチーム医療や医療安全について理解する。さらに、看護倫理、看護職キャリアマネジメントについても学ぶ内容とする。	3前	30	1	○	△	○	○	○			
○		国際看護と災害看護	国際社会において看護師として諸外国との協力のあり方を学習する。県下において国際活動を行っている施設や国際活動に携わる人々及び、県内で生活する外国人を通して国際協力の現状と在沖外国人への看護を考える内容とする。また、我が国の災害対策、災害救助活動を学び、災害時の看護の特徴と基本的な援助について理解する。これらの学習を通して、看護に対する広い視野と課題について考え、専門性の意識を高める。	3前	30	1	○	△	○	○	○			
○		事例研究	事例研究では、基礎看護学概論Ⅱで学んだ研究の基礎をふまえ、自己の看護実践を振り返り（3年次の臨地実習）、理論と統合させながら事例研究をまとめる内容とした。	3前	15	1	○		○	○				
○		看護技術の統合演習	統合実習の前段階として、臨床に近い状況での看護技術の実際をシミュレーションで体験する。体験後デブリーフィングを行い知識と技術、態度を統合し、臨床現場への実践に応用させていく。実践では対象の状況に応じて、思考力や臨床判断力を身につけ優先順位を考えていく。複数患者への対応のみでなく、チームメンバーとの調整、割り込み状況への対処を含めた看護技術を安全に実施できるように協同学習を取り入れて学ぶ。	3後	15	1	○	○	○	○	○			
○		基礎看護学実習Ⅰ	医療施設における看護援助場面の見学をとおして、看護の機能と役割を理解するとともに、看護師としての基本姿勢の基盤をつくる。	1前	45	1			○	○				○
○		基礎看護学実習Ⅱ	看護過程を活用し、対象の基本的欲求を理解して生活上の援助を行うことで、看護の基礎的能力を養う。	1後	90	2			○	○				○
○		看護実践ステップアップ実習	対象の健康上の課題に対応するために看護過程のステップを踏みながら看護を実践し、看護師としての基礎的能力を養う。	2後	90	2			○	○				○
○		地域・在宅看護論実習	地域で生活している療養者とその家族を理解し、看護の実際を経験することにより、その人らしい生活や自立を援助するための基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○	○				○
○		健康支援を知る実習	地域の中で生活する人々を捉え、人々の健康を維持・増進するための支援の在り方を学び、看護師としての基礎的能力を養う。	2前	90	2			○	○				○
○		成人・老年看護学実習Ⅰ	成人期・老年期の特性を踏まえ、対象の健康上の課題及び生活上の課題を理解し、日常生活適応への看護を習得する。	2後	90	2			○	○				○

○		成人・老年看護学実習Ⅱ	慢性的な揺らぎの再調整から人生最期のときを過ごす成人・老年期の対象を理解し、意志・意欲の維持、健康状態に応じた看護が実践できる能力を養う。	3前～後	90	2			○	○					○
○		成人・老年看護学実習Ⅲ	成人期・老年期の特性を踏まえ、健康の急激な破綻から回復にある対象を理解し、機能回復および生活活動の維持、日常生活への復帰に向けての看護が実践できる能力を養う。	3前～後	90	2			○	○					○
○		小児看護学実習	成長・発達過程にある子どもを全人的に捉え、さまざまな健康状態にある子どもと家族に応じた看護を実践できる基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○	○					○
○		母性看護学実習	母子保健活動の実際から、保健医療福祉チームの一員としての役割を理解し、母性看護の対象に応じた看護の基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○	○					○
○		精神看護学実習	精神科看護の実際から、保健医療福祉チームの一員としての役割を理解し、精神看護の対象に応じた看護の基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○	○					○
○		統合実習	病院における看護管理の実際を知るとともに、チームの一員として既習した知識と技術を統合し看護を実践できる基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○	○					○
合計			89科目			3075単位時間									
卒業要件及び履修方法										授業期間等					
履修科目ごとに定める授業時数の3分の2以上出席し、必修および選択必修の全科目を試験等による成績評価を行い、修得すること。履修方法は全科目対面授業										1学年の学期区分		2期			
										1学期の授業期間		18週			

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。